

高知家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日 時

平成29年1月23日（月）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

有 田 尚 美

井 上 義 広

川 添 宣 和

近 藤 邦 夫

齋 藤 大 巳

島 根 豪

鈴 江 功 武

福 島 和 彦

増 田 純 平

(2) 事務担当者等

藤 本 薫（高知家庭裁判所事務局長）

小 畑 喜 彰（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

矢 野 英 男（高知家庭裁判所次席家庭裁判所調査官）

小 西 孝 雄（高知家庭裁判所首席書記官）

三 木 広 樹（高知家庭裁判所主任書記官）

高 尾 愉 理（高知家庭裁判所事務局総務課長）

市 原 昌 彦（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

成年後見関係事件の現状と課題について

(2) 意見交換等

ア DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」を上映した後、小西家庭裁判所首席書記官から成年後見関係事件の現状と課題について説明が行われた。

イ 意見交換（○委員，●主に説明を担当した委員，事務担当者等）

● 成年後見制度利用促進委員会の意見書では、成年後見制度があまり利用されていない、財産の保護に偏った運用になっているのではないかと指摘もされているところです。先ほどの説明のとおり、認知症の人の将来推計と実際の後見制度の利用者数から、制度が利用しにくいのではないかとの意見もありますが、どのようにお考えでしょうか。

○ 成年後見制度について詳細に説明していただき、理屈ではわかりましたが、制度に関わっていない者としては、具体的なイメージがなかなか湧いてきませんでした。具体的な事例と合わせて説明していただくと、もう少し理解が進むのではないかと思います。

● 成年後見制度を利用すれば、被後見人の生活がどのように変わるのか、後見人がどのように活動するのかなどといったところでしょうか。実際に、手続を利用しようとする方にはどのように説明しているのでしょうか。

● 実際に裁判所の窓口に来られる方は、例えば金融機関で相談した結果、成年後見制度の利用を勧められて来られるというように、どこかで制度の説明を受け、具体的な目的を持って来られる方がほとんどですので、裁判所ではその目的に応じた手続の説明を行うようにしています。

○ 高知県下でいうと、郡部での利用が進んでいないのではないかと思います。預金の引き出しでは、預金者本人が認知症の可能性があれば、銀行としても預金の払出にはなかなか応じられないという現実があります。その場合、裁判所で手続を利用するように勧めていますが、郡部で

は親族の方も高齢であったり、若い方は都会に出ているということもあって、裁判所に相談に行くのが億劫というか、なかなか敷居が高いというか、躊躇される方も多いように思います。そのような方には、弁護士や司法書士を紹介したり、パンフレットを渡したりするのですが、親族の方で後見人のなり手がいないとか弁護士や司法書士は費用がかかるといふ現状を踏まえれば、市民後見人の充実と併せて運用していくことにより、利用促進につながるのではないかと思います。

- 預金の引き出しを契機として銀行から裁判所へつないでいただくという例が具体的かと思えます。裁判所に来ていただいた方には具体的に手続を説明するということにはなりますが、裁判所に行くことについて、敷居が高いというのはあるのでしょうか。
- 高知県の後見制度の利用者は少なく、全国的に多いとは言えません。縦割り行政の部分が影響しているのではないかと思います。日頃、高齢者はいろいろなサービスを受けていますが、裁判所には普段関わることはありません。普段利用している市役所であれば聞きやすいのですが、裁判所となると敷居が高いというイメージを一般市民は持っているのではないかと思います。また、各省庁との連携がもっとあればいいのではないかと思います。
- 市や県の担当者や社会福祉協議会の担当者とは、随時、協議会等を行っているところです。また、今後、行政機関において中核となる機関を整備することになっており、今後は、裁判所や行政が全体として進めていくこととなります。後見制度を利用されたい方の目的はいろいろあり、単に判断能力がなくなってきたからということではなく、その必要の強さ弱さによって異なってくる部分もあるのではないかと思います。
- 成年後見制度を利用する方としては、預金を引き出したり、施設を利用する必要があるなど、後見人を選任しないと手続が進まないというところまでいかないと、なかなか制度の利用を考えられないのではないかと

と思います。ご親族の方や身の回りの方が関わることでなんとかやっているということから、制度を利用されないという方もいるのではないかと思いますけど、もっと早い段階での保佐や補助というのは使われておらず、切羽詰まって後見制度を利用するということが多いのではないのでしょうか。本当は、もっと早い、判断能力がなくなる前から、保佐や補助を利用していくのがいいのではないかと思います。敷居が高いのか、広報が足りないのか、積極的に利用したいと思うような制度になっていないのかといった問題もあるのではないかと思います。

- 後見人には、非常に厳格な書類の管理などが求められる一方で、家庭裁判所の許可なく報酬が受け取れないということですが、報酬が受け取れない理由は何でしょうか。
- 後見人が勝手に報酬を受け取ることはできませんが、裁判所に報酬の請求をしていただければ、支払うことが可能です。
- 報酬の相場はどのくらいでしょうか。
- 相場というのは申し上げることができませんが、被後見人の保護する財産、後見人としての期間、後見人の職務の内容を考慮して支払います。
- 成年後見制度全般について、名前が難しすぎるのではないかと思います。成人病が生活習慣病に変わったように、もう少し分かりやすい名前を付けてPRした方がよいのではないのでしょうか。例えば、認知症介護制度や認知症者財産保護制度といった名称がわかりやすいのではないのでしょうか。また、今後、利用者が増加したとき、裁判所は対応できるのでしょうか。
- 被後見人などの「被」とつくものはわかりにくいところもあるかと思いますが、成年後見制度という名前は理解してもらいたいところです。また、利用者が増加すれば、裁判所は人員をシフトして対応しています。
- 専門職の利用が増えているところですが、その点についてどのように感じていますか。通常は親族が後見人になるというイメージを持たれて

いますでしょうか。

- 金融機関に相談に来られる方の中には、親族には後見人になる適当な者がおらず、不安になられる方が多いです。そういった方には、専門職が後見人になるケースがあることや増えていることを説明しており、そういったことから専門職が増えているという面もあるのではないかと思います。
- 成年後見制度に限らず、社会全般で専門職の利用が増えているのではないのでしょうか。人と人とのつながりが希薄になり、お金を払ってでも専門職にお願いした方が楽という風潮があるのではないかと思います。
- 成年後見制度利用促進委員会の意見書では、財産管理の側面を非常に強く保護しているのが裁判所の後見制度ではないかと指摘されています。弁護士は財産管理が主体となり、社会福祉士は身上監護が専門となりますが、財産管理を主体とする事件では身上監護の面が少し弱いのではないかと指摘される側面もあります。今後、事件が増加すると専門職が足りなくなってくるのではないかとされており、後見制度支援信託や市民後見人の活用を進めているところです。
- 今までは専門職が財産管理に重きを置き、裁判所の監督も財産管理を中心に見てきたところがあり、それが成年後見制度の利用を妨げている要因とも考えられます。ご本人の意思決定を支援しましょうというのが趣旨ですが、どうしても裁判所というか法律家は福祉の面に疎いというところもあって、利用者のニーズと対応がかみ合っていないところがあります。裁判所や専門職だけではだめで、福祉と連携してやっていかなければならないという課題があります。
- 専門職の後見人が不正した場合、刑事告発はされるのでしょうか。また、弁護士会や司法書士会といった専門職の団体において被害を補てんする制度はないのでしょうか。
- 弁護士は弁護士会、司法書士はリーガルサポート、社会福祉士はぱあ

となあ高知といった団体があり、それぞれ団体において、会員には賠償保険の加入を義務付けており、また、団体で加入している保険もあります。不正を行うと、不正をした後見人が賠償責任を負いますが、仮に同一人が賠償できない場合はそういった保険を使うことが予定されています。

- 親族の方で、後見人をやってもよいが、ほかの親族や相続人との間のトラブルに巻き込まれたくないといった場合、そういった方を守るという制度はあるのでしょうか。
- 後見人を選任する際、親族間に争いがないか調査をしており、争いがある場合は、そのうちの一方を後見人を選任するということはしていません。
- 後見人になった後、例えばお金の使い方に疑義があるなどといって争いになった場合はどうでしょうか。
- その場合は、後見人としてどういうことをしたか調査を行います。仮に不正があれば、解任して、弁護士等を専門職として選任する場合があります。
- 後見人になろうとするとき、そのようなトラブルになったときにどうなるんだろうという不安感を持っている人も多いのではないのでしょうか。しっかりサポートしていきますというのがあればいいのでしょうか。
- 親族間で誰が後見人になるのか話し合うこと自体が大変だと思います。まして、後見人になった後の監督も大変ということであれば、後見人にはなりたくないという方が多いのではないかと思います。また、裁判所は市役所とは違い、敷居が高いという面は確かにあると思います。
- 本人の能力を制限する制度であることから、慎重にならざるを得ないところはあります。遺産分割や預金の解約といった場面ではどうしても制度を利用する必要がありますが、その場合は、最も適任の方を後見人を選任するということで、申立人の意見も聴きますし、親族の方でトラ

ブルになりそうな人の意見も聴きますし、誰もいないということであれば、専門職を選任するということになります。

- 次に、市民後見人の関係ですが、すべての事件について市民後見人を選任するわけではなく、財産がそれほど多くなく、トラブルもなく、年金等で一定の収入がある方については、専門職を選任する必要はなく、市民後見人の選任を進めるということになりますが、高知では、具体的な事件がないことなどから、まだ選任には至っていません。また、関係機関との連携では、今後、行政から中核機関について具体的な話が出てくれば、裁判所との連携も加速していくこととなります。裁判所や行政機関はもとより、親族の方を含めた関係者全員でこの制度を盛り立てていかなければ、本人の身上監護にも配慮した、これからの高齢化社会にふさわしい後見はできません。

- 不正行為の関係で言いますと、申立人としては、もっと自由になる制度と思っていたところ、実際は縛りの多い制度だったというギャップがあるかと思います。運用はどうしても財産保護に重点を置くのはわかりますが、福祉の面や本人の意思にどこまで触れるのかというのは、制度としてはっきりさせた方がよいと思います。実際に具体化して、こういうことはできると示さないといけないと思います。例えば、本人が元気だったら絶対に認めてくれると思ってやったとしても、実際はだめということがあります。本人が会社経営しているような場合であれば、本人の心情を汲んで、後見人も義務と思ってやっているところもあります。ニーズという話がありましたが、ニーズとしては高いものがあると思いますが、現実とのギャップは大きいように思います。本人が元気だったら絶対に認めてくれるはずと思うものは、後見人としてはできると考えますが、実際はこんなに自由にお金を使えないとは思っておらず、不正行為となってしまっているものが多いのではないかと思います。

5 次回開催予定

- (1) 開催日
平成29年7月11日（火）
- (2) テーマ
裁判所における被害者保護・被害者配慮の運用について
- (3) 開催場所
高知地方・家庭裁判所大会議室
- (4) 開催方法
地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催